

平成27年11月20日（金）

於・特許庁庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
第8回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1、開 会	1
2、議 事	1
改訂意匠審査基準(第7部第4章 画像を含む意匠)(案)について	1
意匠審査基準ワーキンググループ報告書の取りまとめ	9
3、特許技監挨拶	17
4、閉 会	19

開 会

○木本意匠審査基準室長 皆様、こんにちは。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第8回意匠審査基準ワーキンググループを開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

本日は関口委員、林千晶委員が所用のため御欠席でございます。

また、本会合には、意匠制度小委員会の大淵委員長にも御出席いただいております。水谷委員も御出席の予定となっております。

それでは、以降の議事進行を茶園座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○茶園座長 皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1-1が第7回意匠審査基準ワーキンググループで提示した改訂意匠審査基準案からの変更点、資料1-2が改訂意匠審査基準（第7部第4章 画像を含む意匠）（案）（修正版）（創作非容易性の項を除く）、資料2が意匠審査ワーキンググループ報告書「画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂について」（案）、参考資料が画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方（案）、以上の4点でございます。

不足等はありませんでしょうか。

それから、毎回のことでございますが、もう一点、お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際は、まずお手元のマイクの緑色のスイッチをお入れいただき、マイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

○茶園座長 どうもありがとうございました。

議 事

改訂意匠審査基準（第7部第4章 画像を含む意匠）（案）について

○茶園座長 それでは次の議題に移ります。議事次第2.の改訂意匠審査基準(第7部第4章 画像を含む意匠)(案)についてでございます。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料1-1、資料1-2を用いまして、前回のワーキンググループで御提示した改訂意匠審査基準案からの変更点につきまして、御説明いたします。

それでは資料1-1を御覧ください。前回第7回意匠審査基準ワーキンググループで提示しました改訂意匠審査基準案からの変更点の概要について説明いたします。主な箇所は6カ所でございます。

項番1は、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載についてです。複数の付加機能の中から特定の機能を選択して実行させるための機能の画像は登録の対象となることを明確にすべきではないかとの御意見に対応し、そのような画像について明記いたしました。

項番2と項番3は、意匠法第2条第2項に規定する「当該物品と一体として用いられる物品」について、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載と、意匠を構成すると認められる要件を説明した箇所についてでございます。すなわち項番3においては、意匠法第2条第2項に規定する「当該物品と一体として用いられる物品」について明確化するための説明をさらに追加し、それを審査判断において的確に担保するために、項番2においては、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像について出願をする場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に、一体として用いられる物品が表示機器である旨の記載を要する、との記載を追加いたしました。

続きまして、項番4は、今回新たに認められる付加機能を有する電子計算機の構成要件を記載する箇所について、「意匠に係る物品」を「○○機能付き電子計算機」とすることができる物品の範囲がわかりにくいとの御意見に対し、「付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例」、及び「付加機能を有する電子計算機の意匠を構成しないと判断する事例」を追加いたしました。

項番5は、意匠に係る物品の類否判断についてです。意匠に係る物品に関する類否判断について、具体的な判断基準がわかりにくいとの御意見に対応し、本文の説明をよりわかりやすい記載に修正するとともに、類否判断の事例を追加いたしました。

最後に、項番6となります。付加機能を有する電子計算機の場合については、「意匠に係

る物品」の欄の記載として不適切なものの例を示した箇所について、審査における条文の適用に則したものとするため、記載位置を意匠法第7条の適用に関する項目である「74.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例」に移動いたしました。

それでは次に、資料1-2に基づき、先ほどの項目が具体的にどのような記載となっているのか、改訂意匠審査基準案本文に沿って説明いたします。

この改訂意匠審査基準案中、前回お示しした現在の審査基準からの変更点は下線及び取り消し線、第7回ワーキンググループページ資料からの変更点は二重下線及び二重取り消し線で示しております。

最初の変更箇所は8ページ、画像を含む意匠の意匠登録出願における願書、図面の記載内容についてです。「意匠に係る物品」の欄に、今回新たに認められる付加機能を有する電子計算機を記載する場合、「〇〇機能付き電子計算機」と記載することが必要であることが①に記述されています。今回のこの箇所の修正は、文意をわかりやすくしたもので、内容に変更はございません。

そして、前回まではこの記載要件の下に、適切なものと適切でないものの例をそれぞれ記載していましたが、項番6にもありましたように、9ページの(ii)に記載されている不適切なものの例を、審査時における判断根拠が明確になるように、主な拒絶条文となる第7条について規定した箇所に移動させましたので、(i)を削除することによって、適切な例のみを説明する箇所といたしました。

そして、9ページになりますが、当該適切なものの例の最後に(g)として、資料1-1の項番1に対応する修正を加えました。すなわち、物品の区分と同程度の付加機能(上記(a)～(f)参照)を同時に複数有する電子計算機において、それらの中から実行に移すものを選択、決定するためのメニュー画像について意匠登録出願する場合、「ホームメニュー機能付き電子計算機」と記載することが適切であるといたしました。

次の変更箇所は項番2に関するものであり、9ページの下段、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載内容です。すなわち、意匠法第2条第2項に規定する、「当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載する。(「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な物品名(例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など)を記載して構わない。)」との記載を追

加いたしました。

当該記載が必要となる根拠につきましては、次の変更箇所の説明において明確にいたします。その項番3に関する箇所は16ページとなります。

74.4.1.1.1.2.2 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること、の項目になります。この箇所は、意匠法第2条第2項において規定する操作画像を含む意匠の構成要件について規定した箇所であり、4つある必須要件のうちの3つ目に当たります。すなわち、意匠法第2条第2項に規定する画像と認められるためには、意匠登録出願の意匠に係る物品（当該物品）の表示部に表示される画像か、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像であることを要します。多くの場合は、当該物品の表示部に画像が表示されますが、当該物品の使用上の便宜の観点から、当該物品の使用の際に、当該物品と同時に用いられる表示機器に表示される場合があります。

例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像がこれに当たりますが、今回、「〇〇機能付き電子計算機」という新たな物品が認められることで、データ表示機に表示される付加機能を有する電子計算機の操作画像のように、意匠法第2条第2項が本来的に予定している使用上の便宜、例えば、間借りをしているような状態で表示された画像だけでなく、ネットワークコンピューティングにより他の電子計算機上で用いられる画像も含まれるのではないかと解釈されるおそれが生じます。

したがって、ネットワークコンピューティングにより他の電子計算機上で用いられる画像の場合、電子計算機は情報処理を本来的機能とする物品であり表示機器に表示される画像とは言えないため、このような画像は、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像には該当しないことを明記いたしました。

これを審査手続において担保するために、願書の記載要件である項番2に戻りますが、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、本願の意匠に係る物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載することを必要としました。なお、「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な名称（例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など）を記載してもよく、審査官は当該記載について、一体として用いられる物品として適切かどうか、当該物品の使用目的や使用方法に基づく一体性や関連性について判断するものとなります。

次に項番4の訂正箇所となります。19ページに移ります。中段の74.4.1.1.1.3 電子計算機に関する画像の項目となります。ここからは、第2条第1項に規定する表示画像、第2条第2項に規定する操作画像ともに適用され、20ページ上段において、電子計算機にソフトウェアをインストールすることにより、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを要さずに成立する新たな物品を、付加機能を有する電子計算機と位置づけ、それぞれの事例を前回提示させていただきました。

しかし、付加機能を有する電子計算機はやはり新たな物品の様相を呈しており、二つの事例だけでは具体的にわかりづらいとの御指摘をいただきましたので、21ページに事例を新たに追加いたしました。付加機能を有する電子計算機の意匠を構成するものと判断される事例として、「マシニングセンタ機能付き電子計算機」をまず追加いたしました。この事例は、正面図に表されているように、意匠に係る物品の形態はタブレットのような電子機器としての機能を発揮するだけの要素で構成され、切削加工内容を制御するだけの機能を発揮することができます。したがって、この事例は「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」とすることが適切です。

他方、21ページ下段の事例は、正面図にあらわされているように、破線であらわされた箇所も含めて判断いたしますと、制御だけではなく実際の切削加工を実行できる機械的、物理的構成要素も有しており、電子計算機以外のハードウェアを必須の構成要素とする物品と認められますので、意匠に係る物品を「マシニングセンタ機能付き電子計算機」や「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」とすることは適切ではなく、「マシニングセンタ」とすることが必要となります。

次の修正箇所は項番5、意匠の登録要件のうち、新規性を取り扱いました27ページ、公知意匠と画像を含む意匠の類否判断の箇所となります。すなわち、画像を含む意匠の類否判断においては、①対比する両意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること、②対比する両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似であること、③対比する両意匠の形態が同一又は類似であること、この三つの条件に全て該当する場合に、両意匠が類似すると判断します。この三つの要件のうち、今回付加機能を有する電子計算機が新たに認められることから、特に既存の物品との関係も含めて、①の要件である意匠に係る物品の類似について新たに整理し、明確化することが必要となりました。

前回、対比する両意匠の意匠に係る物品の類否判断について説明する箇所を設けましたが、文章だけではわかりにくいとの御指摘を受けましたので、具体的な事例研究を行った

上、ページは移りますが、30 ページと 31 ページに事例を追加いたしました。

最初の事例は、出願の意匠が「音楽再生機能付き電子計算機」であり、公然知られた意匠が「音楽再生機」である場合、音楽再生機は専用機ではありますが、電子計算機と同様の電子機器としての構成要素を中心としたものでありますので、両意匠の意匠に係る物品は類似するものとなります。

次の事例は、出願の意匠が「音楽再生機能付き電子計算機」で、公然知られた意匠が「携帯情報端末機」である場合、携帯情報端末機は意匠に係る物品の説明にもありますように、音楽再生機能だけでなく、スケジュール管理機能、カメラ機能など他の用途、機能も有していますが、それらの機能を実現するために必要な機器の機構や構成要素は、電子機器が通常有する範囲に限られると考えられますので、両意匠の意匠に係る物品は類似するものとなります。

3つ目の事例も、最初の一番目の事例と同じように考え、両意匠に係る物品は類似するものとなります。

他方、4つ目の事例は、3つ目の事例と同じように画像の用途機能はマシニングセンタを制御するもので共通しています。一方、公然知られた意匠の方は、正面図にもありますように意匠に係る物品は「マシニングセンタ」であり、マシニングセンタが通常有する切削加工のための機構などを有しているものですが、「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」の方は、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを持っているものとは認められません。したがって、両意匠の意匠に係る物品は、非類似であると判断いたします。

ただし、これは新規性に限った判断でありますので、このような出願の意匠の場合、創作非容易性の要件に基づく拒絶の対象になることを、31 ページの一番下の箇所になお書きとして入れております。

ページは戻りますが、この事例研究の考え方をもとに、わかりやすく、再度、一般論を記載し直しております。それが 28 ページとなります。今回、議場の検討資料としてわかりやすくさせていただくために、本来ですと二重下線、あるいは二重取り消し線と通常の下線が入れ子になっている状況になっているものですが、二重下線のみを上を集めさせていただきます。

第 1 パラグラフ、「画像は」で始まる場所は、前回とほぼ変わりはありません。画像は、物品がその内部に電子的に有する機能を視覚的に具現化するものであり、当該物品の機能を実現させるためのものであるため、画像を含む意匠の場合には、意匠に係る物品の

用途及び機能の類否に加え、そこに内包される当該画像の用途及び機能についても類否の判断を行います。

ここからが新たに整理をいたしました一般的な考え方です。一般に、意匠に係る物品の用途及び機能に相違があるとしても、その相違が物品の形態上の特徴として現れないなど、意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に考慮し得ないものである場合には、意匠に係る物品は類似すると判断いたします。一方、画像の用途及び機能が共通する場合であっても、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に、当該画像の用途及び機能以外に明らかに異なる使用目的を含むなど、考慮すべき他の用途及び機能がある場合は、意匠に係る物品は類似しないものと判断いたします。

例えば、付加機能を有する電子計算機の意匠の場合には、相互に付加機能が類似する場合に意匠に係る物品が類似し、また、付加機能を有する電子計算機以外の他の物品との関係においても、それ単体で当該他の物品と類似の用途及び機能を実現できるものである場合には、意匠に係る物品が類似するものと判断します。一方、他の物品と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断いたします。

最後の修正箇所が項番6となります。36 ページを御覧ください。ここは意匠法第7条、いわゆる一意匠一出願に関する判断事項を記載する箇所となっています。74.7.1.1は物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例が挙げられており、(2)として、付加機能を有する電子計算機に関して、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められないものを新たに追加いたしました。

これは前半に説明させていただいたように、9ページより今回移動させたものとなります。その記載場所の移動に際し、不適切である根拠を今回明確化、整理いたしました。すなわち、(a)付加機能として総括的な機能を記載したもの、(b)付加機能として抽象的な機能を記載したもの、(c)一の具体的な付加機能を表したものでないもの、については適切なものとは認められず、それぞれの理由に基づく不適切な事例を記載するものとしています。

さらに、37ページの74.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例の箇所に、(1)を新たに追加いたしました。まず大原則として、付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、二以上の異なる付加機能を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない旨を規定いたしま

した。

他方、複数の具体的な付加機能を同一画面内で操作できるように、まとまりのある一画像として造形したことを特徴とするものもありますので、そのような場合については、当該二以上の付加機能が、同時に表示、使用される一の画像に係るものであるか否かを判断基準として、例外的に認めるものとして、ただし書きにて記載しております。

以上が、前回から今回へ改訂いたしました箇所についての説明となっております。

○茶園座長 ありがとうございます。

今御説明いただきました改訂意匠審査基準案の修正点につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。では、金子委員。

○金子委員 自動車工業会の金子です。

自動車の場合に、ナビゲーションの画面みたいなものを大体想定するのですが、そうすると一つの画面の中に複数の機能を同時に表示するというケースが最近はあります。これからの話になると、例えば安全上の問題でワーニングを出すとかというのを、ナビの機能を付けながらワーニングを出すとか、エアコンの表示をすとか、オーディオの表示をすとか、複数の機能を同時に載せた場合にはどういった扱いになるのでしょうか。

○木本意匠審査基準室長 その点につきましては、ちょうど最後の箇所で説明させていただきました、37 ページの意匠ごとに出願されていないものの例、(1) のただし書きのところをご説明させていただきたいと思います。「当該二以上の付加機能が、同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、この限りでない。」という記載に基づき、願書面の物品の欄の記載のところに「何々機能付き及び何々機能付き電子計算機」等のような記載となっていることによって一律に拒絶することはないと今のところ考えております。特に拒絶となる典型事例としては、添付図面にたった一つの単純な図像があつて、それに対して何でも使えるように、何々機能付き及び何々機能付きという記載を願書に設けている場合があげられ、このような事例は一出願一意匠の規定に基づき意匠ごとに出願されていなければならないという原則に反すると考えられますので、それについては拒絶をいたしますが、ただし書きに規定されたような観点も考慮いたします。

これまでの全体意匠、あるいは部分意匠の物品間におきましても、新規物品がどんどん出て来る中、別表第一を基本とし、それぞれの粒度、あるいは使用方法、使用目的、そして一般的な社会における認識に基づいて、登録か、あるいは補正をしていただくか等の判断をいたしておりました。引き続きそのような判断を適切に行うとともに、一定程度のも

う少し具体的な事例などにつきましては、またQ&A、あるいは何らかの形でお知らせすることをしたいと存じております。ただ、意匠審査基準としては、これ以上具体的に書いてしまいますと、原則的なところにまた解釈が生まれたりしますので、今回に関しては、記載としてはこのような形にさせていただきたいと考えております。

○茶園座長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。では、中原委員。

○中原委員 J E I T Aでございます。今御説明いただきました改訂意匠審査基準案につきまして、J E I T Aとして異存ございませんけれども、さきに当委員会内から提出させていただきました意見がございますので、意匠制度小委員会におきまして、引き続き慎重に議論していただくことを重ねてお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○木本意匠審査基準室長 承知いたしました。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

ほかに御質問あるいは御意見がございませんようでしたら、本日御確認いただきました内容を、画像を含む意匠の登録対象の拡充に関する改訂意匠審査基準案とするということによろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。では、そのように取り扱わせていただきます。

意匠審査基準ワーキンググループ報告書の取りまとめ

○茶園座長 次の議題に移りたいと思います。議事次第3. 意匠審査基準ワーキンググループ報告書の取りまとめでございます。まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 それでは、お手元の資料2を用いまして、本ワーキンググループにおける第4回から第8回までの検討結果をまとめた報告書案について御説明させていただきます。資料2を御覧ください。

表紙に報告書のタイトルが書いてございますが、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ報告書「画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂について」(案)です。

ページをおめくりいただきまして、表紙裏には、これまでの当ワーキンググループにおける検討の経緯を書いてございます。産業構造審議会知的財産分科会の意匠制度小委員会

では、平成 23 年 12 月 20 日以降、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への加入並びに画像デザインの保護拡充の方向性について検討が行われ、平成 26 年 1 月 31 日に報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」が取りまとめられました。また、意匠制度小委員会報告書は同年 2 月 24 日に知的財産分科会において了承されました。

この報告書では、画像デザインの保護制度の在り方につきまして、法制的な枠組みと意匠制度を支える運用面の取り組みとによって実現される制度全体を念頭に置いた上で検討を進めることが必須であり、情報技術の発展等によって、物品の種類による保護のバランスを失しかねない状況に至っていることを踏まえ、意匠審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、本ワーキンググループにおいて画像を含む意匠の登録要件について具体的検討を行うこと、及び、その検討結果を意匠制度小委員会に報告し、実施・侵害行為等についての考え方とともに同小委員会における検討に付すことが示されました。

これを受けまして、本ワーキンググループにおきましては、現行意匠法の規定の下で対応可能な画像を含む意匠の登録要件について、上記①、②の視点に基づく具体的な検討を行っていただきました。

その下に、第 4 回、本年 3 月 30 日以降、5 回、6 回、7 回、8 回、本日の第 8 回までの本ワーキンググループの検討経緯を記載してございます。

ページをおめくりいただきまして、ワーキンググループ委員の皆様の名簿に引き続きまして、次の 1 ページ目以降 3 ページまでが、こちらの報告書の内容となっております。それ以降については、別紙という形で改訂意匠審査基準(第 7 部第 4 章)(案)をお付けしてございます。

では、1 ページ目から御説明させていただきます。まず、1. 画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂の考え方です。

(1) 登録対象の拡充(意匠法第 3 条第 1 項柱書、同条同項第 3 号、第 7 条)関係です。現行意匠審査基準では、平成 18 年意匠法改正当時の状況を踏まえ、物品にあらかじめ記録された画像でないものは意匠を構成しないものとして取り扱い、物品に事後的に記録された画像や、パソコン等の電子計算機にソフトウェアをインストールすることで表示される画像等は、意匠登録の対象から除外している。

しかしながら、情報通信技術の急速な進展に伴い、機能の事後的なアップデートが可能な機器が増加したことに加え、スマートフォンやタブレットコンピュータといった小型高性能な電子機器（モバイルデバイス）の急速な普及を背景に、これらの機器にソフトウェアを追加することで、従来はさまざまな専用機がそれぞれ担っていた役割を一台の機器を核として実現し得る時代へと変化してきている。その結果、現在においては、これら機器が事後的に具備した機能についても物品の機能として理解する意識が社会に広まるとともに、当該機能の実現のために用いられる画像についても、一定の保護ニーズが示されるに至っている。

このような、物品の機能に係る現代社会の理解の変化に対して、現行意匠法が許容する範囲内において意匠の審査運用を適応させ、画像を含む意匠のより適切な保護と活用を図るため、以下の点を中心とする意匠審査基準改訂の考え方をまとめた。

以下、①以降に、これまで検討いただきました考え方について要点を記載させていただいております。

まず1点目、①工業上利用することができる意匠（意匠法第3条第1項柱書）関係でございます。

当初の製造出荷段階で物品にあらかじめ記録された画像のみならず、その後いずれかの段階で物品に記録された画像についても、物品との一体性を有するもの、すなわち、意匠法3条1項柱書適用の要件としている「意匠を構成するものであること」の要件を満たすものとして取り扱う。

この場合、ソフトウェアのインストールにより記録された電子計算機の付加機能に係る画像についても、意匠を構成するものとして取り扱う。

他方、テレビ番組の画像やインターネットを通じて表示されるウェブサイトの画像など、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、及び、映画の一場面やゲーム等のいわゆるコンテンツを表した画像については、引き続き、物品との一体性を有さないもの、すなわち意匠を構成しないものとして取り扱う。

また、ネットワークコンピューティングによりクライアント端末である電子計算機に表示される画像は、意匠法第2条第2項に規定する、一体として用いられる物品に表示される画像には該当しないものとして取り扱う。

こちらを踏まえまして、②願書及び図面に記載すべき事項（意匠法第7条、第3条第1

項柱書) 関係でございますが、ソフトウェアのインストールにより記録された付加機能を有する電子計算機の画像について意匠登録出願する場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄に「〇〇機能付き電子計算機」と記載して、付加機能を有する電子計算機であることを明記する。当該「〇〇機能」は、従来専用機において認められている物品の区分を参考としつつ、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の、一の機能を記載する。

また、電子計算機とデータ表示機とが別体として構成された電子計算機の場合には、現行の意匠審査基準に則して、画像図のみの図面による出願を認める。

続きまして、③類否判断でございます。意匠法第3条第1項第3号関係ですが、画像を含む意匠の意匠に係る物品の類否判断は、以下の点に留意しつつ、現行の意匠審査基準における全体意匠及び部分意匠の類否判断の考え方を適用する。

まず、画像を含む意匠の場合には、意匠に係る物品の用途及び機能の類否に加え、当該画像の用途及び機能についても類否の判断を行う。

付加機能を有する電子計算機と他の物品とは、物品としての用途及び機能が共通するかどうかを総合的に勘案して、それらが相互に類似の用途及び機能を実現できるものである場合には、意匠に係る物品が類似すると判断する。

付加機能を有する電子計算機が、電子計算機以外のハードウェアの存在なしに、他の物品と同一又は類似の用途及び機能を実現することができない場合には、当該他の物品とは意匠に係る物品が類似しないと判断する。

なお、公知資料中に表された画像につきましても、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合には、付加機能を有する電子計算機の意匠と認定し、出願の意匠との対比を行う。

というのが、登録の対象の拡充に関する論点でございました。

それから、この前に御議論いただきました(2)創作非容易性判断基準の明確化(意匠法第3条第2項)関係でございます。画像を含む意匠の創作においては、その画像を介して実現しようとする物品の機能や使用者のユーザビリティの向上の観点で最も重要視され、そこに多くのデザイン投資がなされているという近年の画像デザインの開発実態に鑑みると、そのような創作の成果が視覚的な特徴として現れた画像を含む意匠のみを適切に保護し、他方、ありふれた手法に基づいて創作されるような創作性の低い画像については、それらが独占権を有することがないように、できる限り意匠権による保護の射程から外し、当

業者の自由利用に委ねることが重要である。

画像を含む意匠についての創作非容易性判断に係る審査基準の明確化を図るため、以下の点を中心とする意匠審査基準改訂の考え方をまとめた。

まず1点目、画像を含む意匠に関する創作非容易性の判断手法の明確化です。

多くの審決において明示的に行われている判断手法を前提といたしまして、容易に意匠の創作をすることができたと判断する際の論理構成を文章で明記する。

また、創作非容易性の判断主体につきまして、意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界の意匠に関する通常の知識に加えまして、画像の創作に係る一般的知識についても当業者の知識に含まれること、並びに、画像の創作過程においてよく見られる改変及びありふれた手法について、その典型的な考え方と事例を明記するというのが1点目でございます。

2点目ですが、当業者の立場から見た意匠の着想や独創性を評価する際に参酌することができる事項でございます。

創作非容易性についての判断においては、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場から見た意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する、ということを明記することです。

このような考え方を踏まえての結論として、2. 改訂意匠審査基準案の取り扱いでございます。

本ワーキンググループでは、現行意匠法の規定の下で対応可能な意匠審査の運用指針として、上記考え方を踏まえた改訂意匠審査基準案を作成した。(添付別紙)

当該改訂意匠審査基準案は、意匠制度小委員会に報告し、同小委員会において実施・侵害行為等についての検討及び意見募集手続を経た上で、適用することが適当である。

次ページ以降、別紙でございますが、改訂意匠審査基準(第7部第4章)(案)ということで、ただいま御承認いただきました登録の対象の拡充、それから、以前に御承認いただいております創作非容易性に係る部分を一体化させたものを別紙として添付してございます。説明は割愛させていただきます。

最後に、一番最後の54ページですが、こちらに改訂意匠審査基準の適用日についての考え方を記載してございます。改訂意匠審査基準第7部第4章は、「74.4.3 創作非容易性」については平成28年4月1日以降に審査される意匠登録出願に、「74.4.3 創作非容易性」を除く部分、すなわち登録対象の拡充の部分については、同日以降の意匠登録出願に、そ

れぞれ適用する、ということを考えております。

特にこの後者についてでございますが、今回拡充を行う、事後的に物品に記録された画像につきましては、新たに登録の対象となるものでございますので、一定の周知期間を設けた上で、特定日以降の出願にのみ適用することが公平性の観点からも適当であると考えております。

以上が資料2の説明になります。

続きまして、報告書案にも記載がございますけれども、今後、意匠制度小委員会におきましては、今回御承認いただきました改訂意匠審査基準案に加えて、審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等の考え方についても、併せて御審議いただくこととなります。

お手元に配布してございますが、参考資料として、本日は実施・侵害行為等についての考え方（案）の資料も配布させていただいております。こちらの資料でございますが、今回の意匠審査基準改訂の考え方によって想定される実施や侵害行為等の考え方について、資料中にもお名前を記載させていただいておりますが、このワーキンググループ、そして意匠制度小委員会に御参画いただいております有識者の委員の方々にも御協力をいただきながら、既存の関連の裁判例で示された考え方などを踏まえまして、実施や侵害行為等に関して留意すべき事項についての、一つの想定し得る考え方をまとめた資料となっております。

この参考資料につきましては、本日、このワーキンググループにおいて御審議いただく対象とはいたしませんので、具体的な内容の説明は割愛させていただきますけれども、意匠制度小委員会における検討に向けた御参考として、本ワーキンググループ委員の皆様にも御紹介をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○茶園座長 ありがとうございます。

今御説明いただきましたワーキンググループ報告書（案）につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。では、井手委員。

○井手委員 コンピュータソフトウェア協会の井手です。

資料2の1.の(1)登録対象の拡充のところなのですが、今回の改訂、当協会としても対象が拡充されるということで異存はないのですが、特にネットワークコンピューティングのところですが、1ページの一番下の「また、ネットワークコンピュー

イングにより」というところでございますけれども、現状においては、ネットワークコンピューティング、クラウドコンピューティングにおいて画像が模倣される事例も出てきておりますので、このところ、現行の意匠法ではなかなか難しいということは理解しておりますのでございますが、今後の検討対象ということで私ども協会としては認識しておりますので、そういう方向で小委員会の方でも御議論いただくとありがたいと考えております。

○伊藤意匠制度企画室長 御指摘ありがとうございます。引き続きの検討課題とさせていただきます。と思っております。

○茶園座長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。では、林委員。

○林（真）委員 J I P Aの林でございます。

今回、数回にわたり意見交換の場を設けていただきまして、我々としては現行法枠内の改訂としては妥当な着地点ではないかと考えております。また審査基準案の記載内容も、これまでと比較して大分わかりやすく説明されているように感じられます。ただ、情報機器の分野はものすごく目覚ましい速さで進化していることもありますので、今後、あまり時代遅れにならない時点で見直しということも必要ではないかと考えます。

あともう一点ですが、これはお願いというか、今後説明会等を開催していただくことですが、あらかじめ要件が外れるということで、これまで主な意匠ユーザーだったハード機器メーカーだけではなくて、ソフトの部分扱う企業の方々も非常に高い関心を寄せておりまして、そういうことから、説明会に当たっては、意匠に深く関わっていなかったユーザーにも御配慮いただいたわかりやすい説明を、例えば何条何項がどういうことを言っているとか、そういったところをかみ砕いた説明をしていただくとありがたいと存じます。よろしく願いいたします。

以上です。

○木本意匠審査基準室長 ありがとうございます。こちらこそ、何度も御足労いただいたり、会場を用意していただいたり、皆様にお集まりいただいたりして、仔細なところまで御検討の時間を取っていただき本当に感謝しております。今回、創作非容易性の判断主体におきましても、通常の商品のみではなく、ソフトの画像の範囲まで審査官がしっかりと知識を持つように期待されていますので、引き続き御教示などいただきながら、あるいは審査官自身が経験を積みながら的確に判断していきたいと思っております。また、企業コンタクトという形で意見交換会などもお時間いただくこともあると思いますので、その際にも、出向いた者に対して何らかまた情報をいただけたらと存じます。

それから、より具体的な観点については、事例集あるいはQ&Aなどによってなるべくわかりやすくなるように対応させていただきたいと存じます。一方、先ほど井手委員からもご指摘がございましたが、果たしてそれが基準であるのか、法制事項であるのか、非常に慎重に議論すべきものと存じますので、単に古くなったから基準を変えるということではなく、また皆様の御意見、あるいは社会の情勢、産業界の要請などを考慮して総合的に判断させていただきたいと存じます。引き続きよろしくお願いたします。

○林（真）委員 こちらこそよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○伊藤意匠制度企画室長 最後に御指摘いただきました、わかりやすい説明を、という点につきましては、御指摘のとおりだと思っておりますので、今後このワーキンググループ、それから小委員会の方で御承認いただきました際には、きちんとした周知に努めて参りたいと思っております。その際には、関係者の方が広がるということも十分認識した上で、わかりやすい、絵を用いる等しながら説明できるように努めていきたいと考えております。御指摘ありがとうございました。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。では、永田委員。

○永田委員 情報サービス産業協会・永田です。

今回の改訂案については、基本的に大きな異存はございません。お願い事項としては、参考資料が出ています実施・侵害行為等についての考え方について、今後これは参照する機会が多分多くなるだろうと思われまので、図を入れていただけるとうれしいなという話です。非常に大事なことが書いてあって、何は引っかかる、何は引っかからないというあたりの判断軸が表れています。ただ、文章を読んでわかる人はわかるだろうけれども、難しいと思う人も多いただろうと想像しています。それは、先ほどの説明会の際に、意匠制度などに不慣れなユーザーにも配慮をという話と全く同じ話と思っております。

もちろんこの資料自体が、特許庁さんの立場的にはあまり立ち入ったことはできないという、やや扱いが難しい位置づけとは理解しています。ただ、作ったからにはきちんこれが理解されるように、わかりやすいものにしていただけると我々もありがたいと思っておりますので、その点の御配慮をお願いいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 御指摘ありがとうございます。先ほど林委員からも御指摘いただきましたとおり、可能な限りわかりやすい資料にした状態で御説明等できるように努力して参りたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

その他に御質問、御意見がございませんようですので、画像を含む意匠の登録要件に関する本ワーキンググループの検討結果につきましては、今御確認いただきました報告書という形で、別添の改訂意匠審査基準（案）とともに、意匠制度小委員会に報告するということよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのように取り扱わせていただきます。

特許技監挨拶

○茶園座長 それでは、本ワーキンググループにおける画像意匠の登録要件に関する検討の取りまとめを受けまして、小柳特許技監から御挨拶をお願いいたします。

○小柳特許技監 特許庁の小柳でございます。最後に一言御挨拶申し上げたいと思います。

ただいま座長の茶園先生に取りまとめていただきましたように、本日のワーキンググループにおいて、ワーキンググループ報告書と画像デザインに関する意匠審査基準の改訂（案）について御了解をいただきまして、次のステップへと歩みを進めることができるとなりました。これもひとえに皆様の御協力の賜物と深く感謝申し上げます。まことにありがとうございました。

このワーキンググループでは、意匠制度小委員会の決定事項を受けまして、昨年10月から二つの課題について御審議いただいて参りました。1つ目は、ハーグ協定に基づく国際出願の審査のための意匠審査基準の整備とロカルノ協定に基づく国際意匠分類の我が国における運用方針の策定、そして、2つ目が、画像デザインの登録要件に関する意匠審査基準の見直しでございました。特に2つ目のテーマにつきましては、平成23年12月から意匠制度小委員会で検討を引き続き行って参りまして、これまで非常に難しい課題であったと我々も認識しておりました。このような課題につきまして、今回、意匠審査基準の改訂（案）という結論をお示しいただいたことは、今後の意匠行政の新たな一歩となる、重要な意味を有するものと考えてございます。

画像デザインの保護に関しましては、このワーキンググループにおける意匠審査基準の見直しの検討に加えまして、ユーザーの皆様向けということで、イメージマッチング技術を利用した画像意匠公報検索支援ツールの開発、それから特許庁における的確な審査運用を図る目的で、ソフトウェアの画像など現時点で累計70万件を超える画像デザイン関連の審査資料を追加で収集、整備するなど、インフラ整備という観点での取り組みも並行して

現在行っているところでございます。これら審査資料の充実、それから審査品質の管理も含めまして、的確な意匠審査を実現していくための取り組みということで、今後も我々継続して参りたいと思います。

また、この機会に、今年の5月13日にハーグ協定ジュネーブ改正協定が我が国において正式に発効したことを受けまして、一つ皆様に御案内したいことがございます。協定発効の日であります5月13日に、日本の企業による日本特許庁への最初の国際出願がなされました。その後、国際登録を受けまして、先週11月13日に国際公表されたものが、第1号のハーグ協定における国際登録出願ということになります。せっかくですので御紹介いたしますと、株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント様によるヘッドマウントディスプレイの意匠というものでございます。日本企業が得意とする最先端機器のデザインということで、これは世界に誇れるものだと思っています。

一方、5月以降先月末までにおきまして、我が国を指定国として出願された国際出願も、意匠数で累計約1000件に上っております。ハーグ協定ジュネーブ改正協定に対する我が国の認知度も、日々上がっていると感じているところでございます。

ハーグ制度につきましては、引き続き制度周知や加盟国の拡大ということに、特許庁としても取り組んでいきますとともに、的確な審査、運用につきましても引き続き注力していきたいと考えております。

最後に、本日取りまとめていただきましたワーキンググループの検討結果は、この後、意匠制度小委員会においてさらに御審議いただくことになっております。委員の皆様におかれましては、1年以上の長きにわたり精力的に御審議いただきまして、本当にありがとうございました。改めまして厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。

○茶園座長 小柳様、どうもありがとうございました。

画像意匠の登録要件に関する本ワーキンググループでの検討は、この報告書、改訂意匠審査基準(案)の作成によって、一区切りとなります。皆様のこれまでの御協力に対して、感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

最後に、今後のスケジュール等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 本日御了承いただきました画像を含む意匠の登録要件に関する本ワーキンググループの検討結果、改訂意匠審査基準案につきましては、速やかに意匠制度小委員会に御報告し、同小委員会での検討において了承されましたら、その後パブリッ

クコメントに付させていただくことになります。

なお、本意匠審査基準ワーキンググループにつきましては、今後、新たに御審議いただく必要のある事項が出て参りましたら、その際に、改めて開催をさせていただきたいと存じます。

○茶園座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第8回意匠審査基準ワーキンググループを閉会といたします。本日は、熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会